

高梁市自主防災組織活動促進事業補助金交付要綱（取扱内規）

（平成27年7月6日制定）

（趣旨）

第1条 この要綱は、地域の防災力の強化を目指して組織される自主防災組織の結成を促進し、その活動を支援するとともに、自主防災組織による防災資機材等の整備を図ることを目的として交付する高梁市自主防災組織活動促進事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、高梁市補助金等交付規則（平成16年高梁市規則第45号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 天災その他の有事に備え、地域内の世帯全てを対象とした安否確認、避難誘導その他の防災活動を行うため、地域住民が自主的に組織し、継続的に活動する団体であって、高梁市自主防災組織設置届（様式第1号）による届出をし、市長が認めたものをいう。
- (2) 防災士 特定非営利活動法人日本防災士機構において認証登録された者
- (3) 防災訓練 自主防災組織が防災・減災に資することを目的として実施する訓練で、次に掲げるもの
 - ア 情報収集及び伝達訓練
 - イ 出火防止、延焼防止及び初期消火訓練
 - ウ 救出及び救護訓練
 - エ 避難及び避難誘導訓練
 - オ 給食及び給水訓練
 - カ その他の防災訓練
- (4) 防災資機材 自主防災組織が防災活動で使用する機材等で、別表第1に掲げるもの（対象者）

第3条 補助金の交付対象は、市内の自主防災組織とする。

- 2 地域のコミュニティ活動を目的として結成された既存の組織又は団体が自主防災組織として活動する場合も補助金の交付対象とし、その場合の前条第1号の届出は、当該組織又は団

体の名称と区別できる名称によるものとする。

3 第4条第1項第2号の事業については、自主防災組織以外の市内団体に所属し当該団体から推薦された者も対象とする。

(対象事業)

第4条 補助金の交付対象とする事業は、自主防災組織の活動のうち、次に掲げるものとする。ただし、当該事業に対して他の補助金、助成金又はこれに類するものを受ける場合を除く。

(1) 防災訓練

(2) 防災士養成 防災士の取得に係る受講、受験等

(3) 研修・啓発 防災意識向上及び防災知識の普及啓発等に係る講演会、学習会等の開催、冊子の作成等

(4) 防災マップ作成 災害時の安全かつ迅速な避難につなげるための防災マップの作成

(5) 防災資機材整備 地域内での一次的な避難を想定した備蓄品（原則として長期保存可能なものに限る。）及び別表第1に掲げる応急的な災害対策に要する資機材の購入

2 補助金の交付は、前項各号の事業について1組織当たり年度毎に1回限りとし、前項第2号の事業については1人限りとする。ただし、前項第4号及び第5号の事業において補助金の交付を受けた自主防災組織は、当該年度の翌年度から起算して3年を経過するまで当該事業の補助金の交付対象としない。

(補助金の額等)

第5条 補助対象経費は、前条の対象事業の実施に係る経費とし、補助金の額は、自主防災組織の規模に応じて別表第2の額を上限とし、予算の範囲内で市長が決定するものとする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、高梁市自主防災組織活動促進事業補助金交付申請書（様式第2号）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の決定)

第7条 市長は、前条の申請を受けたときは、速やかにこれを審査して補助金の交付を決定し、高梁市自主防災組織活動促進事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、当該事業が完了したときは、高梁市自主防災組織活

動促進事業補助金実績報告書（様式第4号）に必要書類を添えて速やかに市長に提出しなければならない。

（補助金の確定）

第9条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、その成果等を確認し、適当と認めるときは、高梁市自主防災組織活動促進事業補助金確定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（補助金の支払い）

第10条 市長は、前条により確定した補助金の請求を受けたときは、30日以内にこれを支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、第7条の交付決定後に補助金の全部又は一部の概算払をすることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の要綱の規定により作成された様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表第 1（第 2 条関係）

目的	防災資機材
情報収集・伝達用	携帯用無線機、電池メガホン、携帯用ラジオ、腕章、地図、文房具等
初期消火用	小型動力ポンプ、発電機、可搬式散水装置、簡易防火水槽、街頭消火器、消火器格納庫、消火器薬剤、ホース、放水補助器具、バケツ、防火衣等
救出・救護用	バール、はしご、のこぎり、スコップ、なた、ペンチ、ハンマー、かけや、ロープ、チェーンソー、エンジンカッター、チェンブロック、油圧式救助器具、ウインチ、ゴムボート、リヤカー、一輪車、テント、ヘルメット、防災・防塵マスク、担架、救急箱、毛布、シート、簡易ベッド等
避難用	警報器具、投光器、標識板、標旗、強力ライト、簡易トイレ、寝袋等
給食・給水用	炊飯装置、鍋、コンロ、ガスボンベ、給水タンク、緊急用濾水装置、飲料用水槽等
その他	簡易資機材倉庫、ビニールシート、土のう袋等

別表第 2（第 5 条関係）

防災訓練	組織加入世帯数に 100 円を乗じて得た額を基本額 10,000 円に加算した額とし、50,000 円を限度とする。
防災士養成	防災士の認証の取得費用（交通費等は除く。）の全額とする。ただし、自主防災組織以外の市内団体に所属する者が取得する場合は、取得費用の 1/2 を限度とする。
研修・啓発	20,000 円
防災マップ作成	50,000 円
防災資機材整備	組織加入世帯数に 200 円を乗じて得た額を基本額 30,000 円に加算した額とし、100,000 円を限度とする。 ※ 2 回目以後は上記の半額とし、50,000 円を限度とする。